

# 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年2月12日

総合政策局

## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案について

### 1. 背景

人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増している中、特に地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されている。一方で、人口減少社会において地域の活力を維持し、強化するためには、コンパクトなまちづくりと連携して、地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立つて、関係者の合意の下に、持続可能な地域公共交通ネットワークを作り上げるための枠組みを構築することが必要になっている。

### 2. 概要

#### (1) 目的

昨年末成立した交通政策基本法の基本理念にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨を目的に追加する。

#### (2) 地域公共交通網形成計画

市町村が作成することができる地域公共交通総合連携計画について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共交通網形成計画」に改正するとともに、当該計画の策定主体に都道府県を追加する。

#### (3) 地域公共交通再編実施計画

- ① 地域公共交通網形成計画において、路線の再編等を行う事業(地域公共交通再編事業)に関する事項が定められたときは、地方公共団体は、当該事業が行われる区域内の関係する公共交通事業者等の同意を得て、当該地域公共交通再編事業を実施するための計画(地域公共交通再編実施計画)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができるとする。
- ② 認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業について、道路運送法等の法律上の特例を設ける。

### 3. 開議決定日

平成26年2月12日(水)

#### 問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 早船、石井

連絡先 03-5253-8111(代表)内線54703、54708

03-5253-8986(直通)

## ●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例

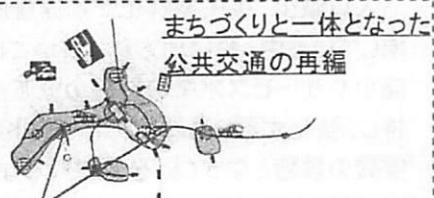
等について定める。

### 背景

#### ◆ 人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大

- ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
- ・コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
- ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化 等

#### ◆ これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、



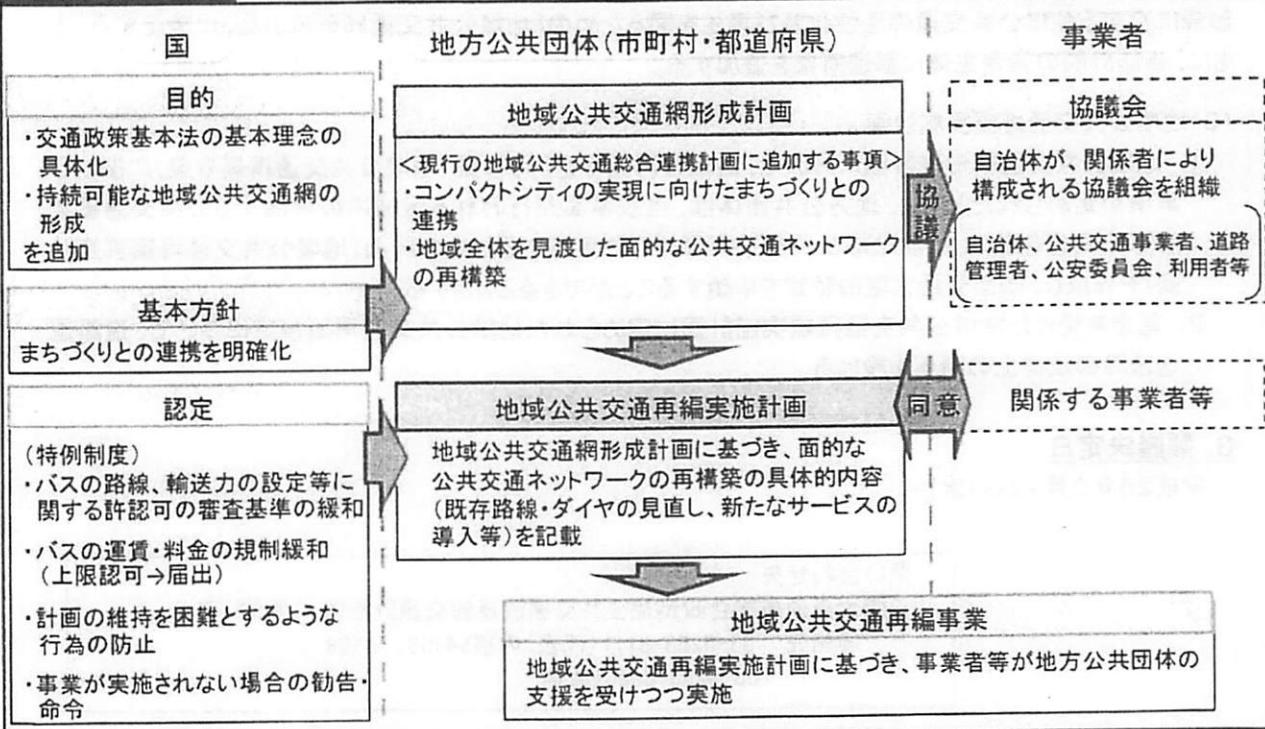
計画的に配置された生活サービス機能へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。



▲LRT

▲デマンド交通

### 法案の概要



地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進

# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の 一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院附帯決議（2014.4.15）	参議院附帯決議（2014.5.13）
<p>政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。</p> <p>一 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合においては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。</p> <p>二 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・効果的に実施されるよう、基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネットワークの充実のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の確保及び育成に十分に配慮すること。</p>	<p>政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。</p> <p>一 地方公共団体、公共交通事業者等が持続可能な地域公共交通網を形成する際の指針となるよう、新たな国土のグランドデザインや交通政策基本計画の策定に当たっては、総合的な交通体系における地域公共交通の役割とその在り方を明確に示すこと。</p> <p>二 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合においては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。</p> <p>三 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・</p>

三 地域公共交通再編事業を効果的に実施する上で、自家用有償旅客運送の役割が増大すると見込まれることから、自家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市町村に委譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保に支障が生じないよう、市町村に対し、助言その他の配慮を行うこと。

四 コンパクトシティの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの導入の促進に努めるとともに、導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても十分に検討すること。

五 公共交通の活用を促進し、CO<sub>2</sub>の削減等環境への負荷の低減を図るための方策について検討すること。

六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを作成するなど適切に対応すること。

七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、

効果的に実施されるよう、基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネットワークの充実と安全運行のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の確保及び育成、労働条件の改善に十分に配慮すること。

四 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、バスやタクシーを活用したデマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。また、地域公共交通再編事業において同様の役割を担う自家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市町村等に委譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保に支障が生じないよう、市町村等に対し、助言等の支援を行うこと。その際、当該事務・権限を適切に遂行できる能力・体制を速やかに整えられるようにするとともに、移譲後も輸送の安全確保を担う国の責任に鑑み、市町村等と密接に連携すること。

五 コンパクトシティの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの導入に努めるとともに、その導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても十分に検討すること。また、公共交通の活用を促進し、CO<sub>2</sub>の削減等環境への負荷の低減を図るための方策について検討すること。

六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況

積極的に進めること。

八 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、地域の特性に応じたデマンド交通が有効であることを踏まえ、デマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。

九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通網形成計画の作成に当たっては、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」に基づく立地適正化計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」に基づく基本計画との連携が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。

の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを作成するなど適切に対応すること。

七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車船券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、積極的に進めること。

八 大規模地震発生時において地域住民の避難手段を確保し、被災地の早期の復旧・復興を図る上で、地域公共交通網の機能を維持することが極めて重要であることに鑑み、鉄道駅をはじめとする災害時において重要な役割を担う地域公共交通に関する施設の耐震化が一層促進されるよう必要な支援を検討すること。

九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通網形成計画の作成に当たっては、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく立地適正化計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」に基づく基本計画との連携が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。

# 自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会 国土交通省 最終とりまとめ(概要)

自動車局が設置した「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会（座長：後藤春彦 早稲田大学創造理工学部長）」では、現在国会で審議中の地方分権一括法案に盛り込まれた自家用有償旅客運送の事務・権限の希望する市町村等への移譲について、具体的な移譲の進め方や自家用有償旅客運送の有効活用に資する運用ルールの緩和のあり方等を検討し、以下のとおり最終とりまとめを行った。

## 1. 事務・権限の移譲に関する考え方

- 移譲の目的は、国会審議中の地域公共交通活性化・再生法改正法案と相まって、地方公共団体による創意工夫をこらした地域の交通ネットワークの形成・充実の取り組みを促進することにある。
- 移譲が有効活用されるようにするためにも、国土交通省が今回の提言内容を速やかに実施し、継続的にフォローアップを行っていくべき。

## 2. 移譲の進め方

### (1) いわゆる「手挙げ方式」による移譲

- ・ 移譲先の市町村長又は都道府県知事を国土交通大臣が指定する方式により、希望する市町村等に対して移譲する制度とする。  
(地方分権一括法案に反映済み)

### (2) 輸送の安全確保・利用者利益の保護

- ・ 移譲される市町村等が事務を適切に遂行する能力・体制を備えていることが必要である。
- ・ このため、国土交通省において指定基準の明確化、指導・助言、市町村を補完する都道府県への働きかけ等を行うべきである。
- ・ 移譲後も、移譲を受けた市町村等と密接に連携すべきである。

### (3) 移譲を促進するための環境整備等

- ・ 市町村等が移譲を受けやすくするため、国土交通省において知見・ノウハウの継承、人材育成に係る支援等を行うべきである。

## 3. 運用ルールの緩和・運営協議会のあり方の改善等

### (1) 運用ルールの緩和

- ・ 今後の法制的検討で可能と判断されれば、市町村長が適切と認める「権利能力なき社団」も実施主体として認めるべきである。
- ・ 運送できる旅客として、一定の条件の下で、①地域外からの生活支援ボランティア、②社会参加が困難な者、③地域外からの訪問者等も認めるべきである。

### (2) 運営協議会のあり方の改善等

- ・ 他の交通関係協議会と連携するほか、まちづくり、福祉、教育等の分野と一体的に議論するべきである。
- ・ 土国交通省において、協議対象の合理化に向けた働きかけの継続、合意形成の円滑化に向けた先進事例に関する情報提供、関係者に対する研修機会の提供、コーディネーター役としての有識者の活用や不合理なローカルルールの是正の促進等を進めるべきである。

地方分権一括法案

: 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

地域公共交通活性化・再生法改正法案 : 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

## 自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等の あり方に関する検討会 最終とりまとめ

平成 26 年 3 月 20 日

### 0. はじめに

本検討会では、平成 25 年 8 月 29 日の地方分権改革有識者会議に報告された地域交通部会報告書及び平成 25 年 9 月 13 日の「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、自家用有償旅客運送に係る事務・権限の希望する市町村等への移譲に係る具体的な制度設計、輸送の安全を確保するために必要な仕組み、地域の実情に応じた運送の実現に向けた運用ルールの緩和や運用方法の改善等の制度の詳細設計について、専門的見地からの検討を行ってきた。

特に法律改正に關係する、希望する市町村等への事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計及び輸送の安全を確保するために必要な仕組みについては、平成 25 年 12 月に「中間とりまとめ」に盛り込み、その後、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）に反映されるとともに、これらに基づいて道路運送法等の関係法律を一括して改正する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が平成 26 年 3 月 14 日に閣議決定され、国会に提出された。

本最終とりまとめは、「中間とりまとめ」に盛り込んだ事項に加え、その後の地域の実情に応じた運送の実現に向けた運用ルールの緩和や運用方法の改善等の制度の詳細設計についての検討結果を踏まえ、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方」としてとりまとめたものである。

なお、地域公共交通を巡っては、昨年成立した交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）の理念<sup>1</sup>を具体化するため、地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することを推進する仕組みなどを盛り込んだ「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」（平成 26 年 2 月 12 日閣議決定）が今国会に提出されている。

今般の自家用有償旅客運送に係る事務・権限の移譲についても、こうした動きと相まって、住民の居住・活動に関する情報や地域交通のニーズを把握し、住民の要望に直接責任を担う立場にある地方公共団体が、地域の交通の担い手とともに検討や議論を行い、創意工夫をこらして、地域の実情に応じた交通ネットワークの形成・充実に向けて取り組むことを促進しようとするものである。

<sup>1</sup> 交通政策基本法では、國は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保に必要な施策を講ずるものとされるとともに（第16条）、地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社會的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされており（第9条）、交通に関する地方公共団体の役割が法文上明確化されている。

## 1. 希望する市町村等への事務・権限の移譲に係る具体的な制度設計

希望する市町村等への事務・権限の移譲に係る法制上の整理としては、事務の執行において、道路運送法に規定する輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護を適切に担保する観点から、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事からの申出等に対し、必要に応じて国土交通大臣が指導・助言等を行った上で、当該申出等を行った市町村長又は都道府県知事（指定された市町村長の管轄する区域を除く。）を指定して、事務・権限を移譲することとする。

また、この場合に市町村長又は都道府県知事（以下「市町村長等」という。）が行うこととなる事務は、地方自治法第2条に規定する自治事務に区分することとする。

## 2. 輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護のために必要な仕組み

### (1) 移譲先となる市町村等における輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護を図るために適切な執行体制の整備

移譲先となる市町村（特別区を含む。以下同じ）又は都道府県（以下「市町村等」という。）においては、事務を適切に遂行するための能力・体制が備わっていることが必要である。このため、国土交通省において、移譲先となる市町村長等の指定の基準やその考え方を示すとともに、申出等の段階では輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護に関する事務を適切に遂行する能力・体制が整備されるに至っていない市町村等であっても、当該事務を適切に遂行する能力・体制を速やかに整えられるよう適切な指導・助言を行うべきである。

なお、そのような指導・助言を受けた場合にあっても、能力・体制面で当面移譲を受けることが困難と考えられる市町村の区域に係る事務・権限については、当該区域を管轄する都道府県において適切に補完し、市町村に代わってその役割を果たすことができるよう、国土交通省は当該都道府県に対して、周知や働きかけを行うべきである。

また、市町村運営有償運送は、実施主体が市町村となることから、市町村が事務・権限の移譲を受けることで、実施主体と登録・監査等の事務を行う主体が同一の自治体に帰属することとなる。このため、他の法令における運用方法を参考に、運送を実施する部署と監査等を行う部署とで適切な役割分担がなされるよう、国土交通省において指定の要件に考え方を示すなどの方法により、適正な登録・監査等が実施されるようにすべきである。

### (2) 移譲後における国と市町村等との連携

地方分権の趣旨及び輸送の安全の確保に関する責任の所在を明確なものとする観点から、事務・権限の移譲後は、市町村等の責任において事務を担っていくべきであることは言うまでもないが、移譲後においても適切に事務が遂行されるよう、国土交通省は、地方自治法に基づく助言等も活用しつつ、市町村等

の担当者との連絡を密にすることにより、専門的な知見やノウハウのみならず、輸送の安全確保を担う責任に対する考え方なども含めて的確に継承されるよう、密接に連携すべきである。

なお、輸送の安全の確保のために特に必要があり、かつ、緊急の必要がある場合には、国土交通省において市町村長等の指定を解除することについて検討し、その結果に基づいて解除を行うこともありうることとすべきである。

### 3. 移譲を受けやすくするための環境整備及び国による支援のあり方

国土交通省のアンケート調査によると、自家用有償旅客運送を行っている市町村（1,281（回答は1,149）市町村）のうち、事務・権限の移譲を希望する市町村は約6%（69市町村）であるなど、現時点で移譲を希望する市町村はまだ少数にとどまっている。将来的に市町村等の事務として定着させていくためには、国土交通省において様々な支援策を講じることにより移譲を促進していくことが不可欠である。

特に、アンケート調査の結果によれば、移譲を希望しない又はわからないと回答した理由として、「業務量過多、職員疲弊の状況にある。」、「どのような専門知識、事務処理、どれくらいの事務量か、また、必要要員が不明である。」などが挙がっている。これらの指摘に対応して、例えば、運輸支局が現在どれくらいの頻度で監査しているかといった情報を市町村等に示すこと等により、移譲を受ける事務の内容を具体的にイメージし、その必要性を理解してもらうことが必要である。

こうした観点から、市町村等との接点が多い地方運輸局や運輸支局を中心となって、地域住民の移動手段の確保の必要性や自家用有償旅客運送の位置づけ・役割に関する説明や啓発等の取組みを行うとともに、市町村等の要望をきめ細かく把握しながら、それらを踏まえて移譲に向けた働きかけ、事務処理に関する知見・ノウハウ等の継承、運営協議会等の円滑な運営に向けた助言、輸送の安全の確保に係る専門的な人材の育成等の支援を行うべきである。

### 4. 地域の実情に応じた運送の実現に向けた運用ルールの緩和や運用方法の改善等

自家用有償旅客運送の制度については、平成18年の道路運送法改正による制度創設時において、

- ①バス・タクシー事業によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保することにつき地域の関係者が合意していること、
- ②運行管理、運転者、整備管理、事故発生時の連絡等に係る必要な安全体制を確保していること

を登録の要件とし、これを前提として運用ルールや運用方法が定められた。今回の検討においては、事務・権限の希望する市町村等への移譲を契機として、意欲のある地方公共団体が移譲を活用して地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現

することができるよう、そのために必要と考えられる運用ルールの緩和や運用方法の改善等について検討を行った。

### (1) 運用ルールの緩和

#### ①実施主体の弾力化

自家用有償旅客運送の実施主体については、営利を目的とせず、かつ、法人格を有する者に限定している。一方、地域によっては、又は必要とされる運送の態様によっては、実施主体になろうとする者が両要件を満たすことが困難な場合も存在し、地域の実情等に応じて弾力的に運用することが求められている。

このため、国土交通省において、道路運送法上、「権利能力なき社団」を法人と同様に扱うことができるか否かについて法制的検討を行った上で、可能と認められる場合には、市町村長において、実施主体の非営利性を前提としつつ、「輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講じるための組織的基盤があり、実施主体として適切であること」を認め、運営協議会へ報告した「権利能力なき社団」について、実施主体として認めることとすべきである。

また、株式会社等の営利を目的とした主体については、事業性がないことを前提として行われる自家用有償旅客運送の直接の担い手となることは適切とは考えられないことから、NPOや認可地縁団体等の営利を目的としない主体を別途組織することにより、自家用有償旅客運送を実施することとすべきである。

#### ②旅客の範囲の拡大

不特定多数の者の運送については、輸送の安全及び旅客の利便の確保の観点から、バス・タクシー事業の許可を取得して行うべきものである。これに対し、自家用有償旅客運送については、許可を要しないこととした上で、運送の種別に応じて、運送の対象を地域住民又はあらかじめ名簿に記載した会員に限定している。

しかしながら、少子高齢化のさらなる進展や観光などを通じた地域振興ニーズの高まりなど、自家用有償旅客運送を取り巻く地域社会の状況の変化に的確に対応できるようにするために、旅客の範囲については、以下のとおり地域の実情を踏まえ、弾力的に運用できるようにすべきである。

#### ① 地域外からの生活支援ボランティア

地域外からの生活支援ボランティア（自然災害又は気象条件により生じた当該地域内の住民の生活上の困難を解消又は緩和するために必要な役務を無償で提供する者として地方自治体が認めた者）については、

①地方自治体に生活支援ボランティアとして登録等がなされていること又は地方自治体が認めた生活支援ボランティア団体に当該団体の構成員として登録等がなされていること、

②生活支援ボランティアの氏名、住所、ボランティア活動場所（当該地域内に限る）、ボランティア活動期間を地方自治体において確認していること、

③生活支援ボランティアが、過疎地有償運送者の会員として名簿に記載されていること、

等の措置が講じられている場合には、地域住民の日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として運送できることとすべきである。（「過疎地有償運送における旅客の範囲の解釈について」（平成25年12月27日国自旅第366号））

ii) 障がいは有しない地域住民のうち社会参加が困難な事情が認められる者

地域住民である限り、市町村運営有償運送（交通空白輸送）又は過疎地有償運送により運送することが可能であるが、福祉有償運送による運送についても、健廉上等の理由から道路運送法施行規則第49条第3項のイ～ニに準ずる者として市町村長が認めて名簿に記載することとされた者であって、運営協議会へ報告した者については、運送できることとすべきである。市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）についても、これに準ずるべきである。

iii) 地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者

地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者の運送については、輸送の安全確保の観点から、バス・タクシー事業の許可を取得して行うべきであるが、地理的条件等により、バス・タクシー事業者によるサービス提供が明らかに困難な場合にあっては、自家用有償旅客運送の対象として認めることが適切と考えられる。

このため、以下の分類に応じて、一定の条件の下で、地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者も運送できることとすべきである。なお、「バス・タクシー事業者において地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者も含めた運送サービスの提供が困難であること」については、市町村長において定期的に確認することとすべきである。

イ) バス・タクシー事業者の営業所がない離島

実施主体において、あらかじめ利用者に対してバス・タクシー事業者ではないことを明示することを条件として、地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者を自家用有償旅客運送の対象として認めるべきである。

ロ) その他の地域（市町村運営有償運送（交通空白輸送）、過疎地有償運送）

①市町村長において、「地理的条件等により、バス・タクシー事業者において地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者も含めた運送サービスの提供が困難であること」を判断するため、当該市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対し、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、サービスを提供する意思の有無を確認している（バス・タクシー事業者がサービスを提供する意思を示す場合には、当該事業者が確実にサービスを提供しなければならないことを前提とするものとする。以下同じ。）こと、

②すべてのバス・タクシー事業者によるサービスの提供が困難であることを確

認したことについて運営協議会等へ報告していること、

③実施主体において、あらかじめ利用者に対してバス・タクシー事業者ではないことを明示すること、

を条件として、地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者を自家用有償旅客運送の対象として認めるべきである。

#### ハ) その他の地域（市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）、福祉有償運送）

①市町村長において、「当該市町村の区域内及びその周辺に営業所が存在しないこと等により、バス・タクシー事業者において地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者も含めた運送サービスの提供が困難であること」を判断するため、当該市町村及び隣接市町村の区域内に営業所を有するすべてのバス・タクシー事業者に対し、直接の聴取又はこれに代わる合理的な方法により、サービスを提供する意思の有無を確認していること、

②すべてのバス・タクシー事業者によるサービスの提供が困難であることを確認したことについて運営協議会等へ報告していること、

③実施主体において、あらかじめ利用者に対してバス・タクシー事業者ではないことを明示すること、

を条件として、地域住民ではない又は名簿に記載されていない地域外からの訪問者を自家用有償旅客運送の対象として認めるべきである。

### ③運送の種別に係る名称の検討

現行の道路運送法施行規則で用いている「過疎地有償運送」の名称については、都市部等においても公共交通サービスの提供が不十分ゆえに自家用有償旅客運送を必要とする地域がある実態を踏まえ、より適切な名称に変更することを検討するべきである。

## （2）運用方法の改善

### ①運営協議会の協議の内容

運営協議会の運営を担う市町村等は、交通がまちづくり、福祉、教育等と不可分の関係にあることを踏まえ、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会（法定協議会）や地域公共交通会議との連携を図るとともに、まちづくり、福祉、教育等の関係者の参加も得ながら、地域における交通の課題について総合的な観点から協議を行う取組みを進めるべきである。

このため、各協議会等のいずれにおいても自家用有償旅客運送について議論できることとし、主宰者である市町村長等の判断により、まちづくり等の分野と一体的に議論することを可能とすべきである。その際、国土交通省において、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第145号）等を改正して、法定協議会において地域公共交通全体の枠組みを議論した上で

自家用有償旅客運送を適切に位置づけることが望ましいことや、福祉有償運送を議論する際には交通担当部局と福祉担当部局とが適切に連携し、交通政策と福祉政策と一体的に議論することが望ましい旨を明示することにより、適切な運用を働きかけるべきである。

#### ②運営協議会の合意形成の内容

国土交通省において、合意形成の内容について是正を図る取組みを徹底するため、地域交通政策や福祉政策に主体的な役割を期待される市町村が、協議会における協議の内容のうち、適切性や合理性が認められないものについては議題から外すこととするよう、引き続き積極的に働きかけを行うべきである。なお、自家用有償旅客運送の必要性を協議する際には、地域の移動制約者の現状について、ケアマネージャーや保健師などの移動制約者の代弁者も協議会に参画させ、現場の実状を詳細に把握した上で協議することが望ましい。

#### ③運営協議会の合意形成の手法

運営協議会における議決の方法等については、国土交通省においてはルールを定めておらず、条例で定めることも含めて市町村等に委ねられているが、合意形成が難航するなど、協議会の運営のあり方について改善を求める声が多い。

それらを踏まえた改善策として、まず協議会においては、利害の調整ではなく、住民等の移動手段の確保・提供や、利用者利便の向上に関する議論が行われ、それについての関係者間の認識が共有されることによって、合意形成の円滑化に資する雰囲気がつくられることを徹底するべきである。

このため、国土交通省において、バス・タクシー事業者、N P Oが適切に役割分担・連携し、利用者目線に立った一体的なサービス提供が図られている先進的な取組み事例に関する情報を提供するべきである。

また、協議会の座長や市町村等の担当者に対して研修などの機会を提供するべきである。さらに、有識者などの第三者をコーディネーターとすること等により円滑な合意形成を誘導するスタイルを確立し、普及を図るべきである。その際、各地方運輸局で地域公共交通のエキスパートとして紹介している人材の活用などを図るべきである。

#### ④ローカルルール

国土交通省において、不合理なローカルルールのは正に向けた取組みの徹底を図るために、市町村がローカルルールの適切性について改めて判断し、見直しを迅速に進めるよう促していくこととし、このため、毎年度見直しの進捗状況を集計した上で、その具体的な結果を速やかに公表することとすべきである。

## ⑤事務手続きの簡素化

自家用有償旅客運送の登録等に必要となる書類については、バス・タクシー事業に準じたものとされているため、添付書類の多さや様式の複雑さ等、事務手続きの煩雑さが指摘されている。このため、国土交通省において、法令の趣旨も踏まえつつ、実施主体の負担軽減に資するよう、事務手続きの簡素化や合理化を進めるべきである。

### (3) 事務・権限の移譲等の制度改正の趣旨の周知徹底

今般の制度改正は、地域の抱える課題を実際に解決して初めて意味を持つものであり、制度の運用・活用が重要である。このため、制度改正の趣旨が地域交通の現場まで十分に浸透するよう、地方運輸局や運輸支局が中心となって、市町村等に対する説明や啓発等の働きかけを行うべきである。

## 5. おわりに

今般の自家用有償旅客運送に係る事務・権限の希望する市町村等への移譲は、市町村等が自主的かつ積極的に地域の交通ネットワークの充実を進めていく上で極めて有意義な制度改正であり、地域住民の利便性の改善や地域振興のために、その効果が大いに活用されることが望ましい。

そのためには、自家用有償旅客運送の運用ルールや運用方法等についても、地域のニーズや要望に対応して不断の見直しが行われることが必要であり、このような観点から、当検討会による今回の提案内容についても速やかに実施した上で、国土交通省においてその効果を検証しながら継続的にフォローアップを行っていくべきである。

以上

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）の概要

平成26年3月  
内閣府地方分権改革推進室

### 1. 第4次一括法案について

地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するとともに、第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。

（参考）

- ・第1次一括法（平成23年4月成立） — 地方に対する規制緩和
- ・第2次一括法（平成23年8月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲
- ・第3次一括法（平成25年6月成立） — 地方に対する規制緩和、都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲

### 2. 改正内容

#### 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【例】

- ・看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等（10条等）
- ・商工会議所の定款変更の認可（38条）
- ・自家用有償旅客運送の登録・監査等（44条）

#### 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等

【例】

- ・県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（5条等）
- ・病院の開設許可（17条）
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定（45条）

### 3. 施行期日

平成27年4月1日（体制整備に特に時間を要するものについては個別に定める日）

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第4次一括法案）<法律一覧>

平成26年3月

## 国から地方公共団体（43法律）

### 内閣府関係

- 【健康増進法（1条）】
- 時大表示の禁止に係る勧告・命令

### 総務省関係

- 【放送法（3条）】

- 小規模施設特定有線一般放送の業務  
開始届出等

### 厚生労働省関係

- 【児童福祉法（10条）】

- 【あんら度マッサージ指圧師・はり師、きゅう  
師等に関する法律（11条）】

- 【食品衛生法（12条）】

- 【理容師法（13条）】

- 【保健師助産師看護師法（15条1号）】

- 【身体障害者福祉法（15条2号）】

- 【精神放射線技師法（15条3号）】

- 【臨床検査技師等に関する法律（15条4号）】

- 【知的障害者福祉法（15条5号）】

- 【理学療法士及び作業療法士法（15条6号）】

- 【柔道整復師法（15条7号）】

- 【食肉処理法（15条8号）】

- 【歯科衛生士法（16条）】

- 【社会福祉法（18条）】

- 【歯科技工士法（19条）】

- 【歯科師法（21条）】

- 【理学療法士法（22条）】

- 【歯科衛生師法（27条）】

- 【根管副歯士法（28条1号）】

- 【臨床工学技士法（29条2号）】

- 【精神疾患士法（29条3号）】

- 【救急救命士法（29条4号）】

- 【官能聴覚士法（29条5号）】

- 【社会福祉士・介護福祉士法等（30条1,3号）】

- 【精神保健福祉士法（30条2号）】

- 養成施設の指定・監督等

### 内閣府関係

- 【児童福祉法（10条）】（再掲）

### 厚生労働省関係

#### 【児童福祉法（10条）】

- 指定医療機関等の指定・監督

#### 【消費生活協同組合法（14条）】

- 消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督

#### 【医療法（17条）】

- 医療法人（一部）の設立認可・監督

#### 【医療法（17条）】

- （認定する都道府県の連携を規定）

#### 【被災者等の妻に対する特別給付金支給法（23条1号）】

#### 【被災者等の遺族に対する特別用賃金支給法（23条2号）】

#### 【被災者の父母等に対する特別給付金支給法（23条3号）】

#### 【被災者等の妻に対する特別給付金支給法（23条4号）】

- 特別給付金又は特別用賃金の特別買上債権に関する証明書の発行

#### 【介護保険法等（31, 32条）】

- 介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等

#### （認定する都道府県の連携を規定）

### 農林水産省関係

#### 【農産物検査法（35条）】

- 登録検査機関（一部）の登録・監督

### 経済産業省関係

#### 【商工会議所法（38条）】

- 商工会議所の定款変更の認可（一部）

#### 【国土交通省関係

#### 【中小企業協同組合法（43条）】

- 事業協同組合等（一部）の設立認可・監督

#### 【道路運送法（44条）】

- 自家用有償旅客運送の登録・監査等

- 自動車事業（一部）に係る供用契約の認可等

#### 【自動車運転代行業適正化法（47条）】

- 自動車運転代行業の認定等に係る同意・監督

### 環境省関係

#### 【土壤汚染対策法（48条）】

- 指定調査機関（一部）の指定・監督

## 都道府県から指定都市（25法律）

### 内閣府関係

#### 【食品審査法（2条）】

- 農林物資製造業者等への立入検査等

### 文部科学省関係

#### 【学校教育法（4条）】

- 市町村立高等学校等の設置認可

#### 【市町村立学校職員給与負担法（5条）・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（附則16条）】

#### 【義務教育費国庫負担法（8条）】

#### 【公立義務教育学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律（9条）】

- 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担、県費負担教員定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定等

#### 【文化財保護法（6条）】

- 史跡名勝天然記念物の仮指定、重要文化財等の管理に係る技術的指導等

#### 【博物館法（7条）】

- 博物館の登録

### 厚生労働省関係

#### 【児童福祉法（10条）】

#### 【障害者総合支援法（33条）】

- 指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等

#### 【医療法（17条）】

- 病院の開設許可

#### 【児童虐待防止法（20条）】

- 婦人相談所を指定都市も設置可能に

#### 【特別児童扶養手当等の支給に関する法律（24条）】

- 特別児童扶養手当の受給資格の認定

#### 【職業能力開発促進法（28条）】

- 職業能力開発大学校等を指定都市も設置可能に

#### 【介護保険法（31, 32条）】

- 介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等

### 農林水産省関係

#### 【農林物資の規格化等に関する法律（34条）】

- 農林物資製造業者等への立入検査等

#### 【農地法（38条）】

- 農地又は採草放牧地の貸借契約の解約等の許可

### 経済産業省関係

#### 【採石法（37条）】

- 岩石採取計画の認可

#### 【商工会議所法（38条）】

- 商工会議所の定款変更の認可（一部）、事業状況等の報告の受理・警告等

#### 【工業用水法（39条）】

- 工業用水の採取許可

#### 【砂利採取取扱法（40条）】

- 砂利採取計画の認可

#### 【商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（41条）】

- 全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画の認定等

### 国土交通省関係

#### 【公有水面埋立法（42条）】

- 公有水面の埋立免許

#### 【都市計画法（45条）】

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等

#### 【国土利用計画法（46条）】

- 土地取引の規制区域の指定

## 63法律（※）

(※)「国から地方公共団体」と、「都道府県から指定都市」との重複（児童福祉法、医療法、介護保険法等（2法律）、商工会議所法）を整理。